

ICD-11の国内の公的統計への適用について

厚生労働省 政策統括官付参事官付

国際分類情報管理室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems

疾病及び関連保健問題の国際統計分類

- WHO（世界保健機関）の勧告により、国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病の分類。現行のICD-10は約14,000項目より構成。
- 1900年（明治33年）に初めて国際会議で承認。日本も同年より導入。以降、WHOにおいて約10年ごとに改訂が行われ、ICD-10は1990年にWHO総会において承認され、日本では1995年より適用。
- 日本では、ICDに準拠して「疾病、傷害及び死因の統計分類」を統計法に基づく統計基準として定めており、
 - 公的統計（人口動態統計、患者調査、社会医療診療行為別統計等）
 - 医療機関における診療録の管理等における死因・疾病分類として広く利用。

ICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）とは

世界保健機関（WHO）憲章・分類規則

□ 世界保健機関憲章

第63条 各加盟国は、その国において発表された保健関係の重要な法律、規則、公の報告及び統計をすみやかにこの機関に通報しなければならない。

第64条 各加盟国は、保健総会が決定した方法によって、統計的及び疫学的報告を提出しなければならない。

□ 世界保健機関分類規則

第2条 死亡及び疾病統計を作成する各加盟国は、世界保健総会がその都度採択する国際疾病、傷害及び死因統計分類の現行の改訂に基づいて、これを行うものとする。この分類は、引用に際しては、国際疾病分類と称することができる。

第3条 死亡及び疾病統計の作成公表にあたっては、各加盟国は、分類、符号処理、年齢区分、地域区分、その他の関連した定義及び基準について、世界保健総会が作成した勧告に、できる限り従わなければならない。

第6条 各加盟国は、本機関より依頼された場合、憲章第64条の規定に基づき、この規則に従って作成された統計及び憲章第63条の規定により通報されない統計を提出しなければならない。

ICD-11の開発経緯

2007年 ICD-11改訂作業開始をプレス発表（東京）

WHOの改訂組織において、専門分野別部会等の共同議長をはじめ多くの日本の医学の専門家・団体が貢献

2016年 WHO世界保健総会（WHA）へ経過報告

10月 ICD-11改訂会議（東京）
加盟国レビューの実施

2017年

日本医学会、日本歯科医学会、ICD専門委員会、日本WHO国際統計分類協力センター等からの意見を取りまとめ、WHOへ提出

2018年 6月 ICD-11 Version for Implementation 公表

2019年 5月 第72回WHO世界保健総会（WHA）で採択

2022年 1月 ICD-11 発効

ICD-11の特徴

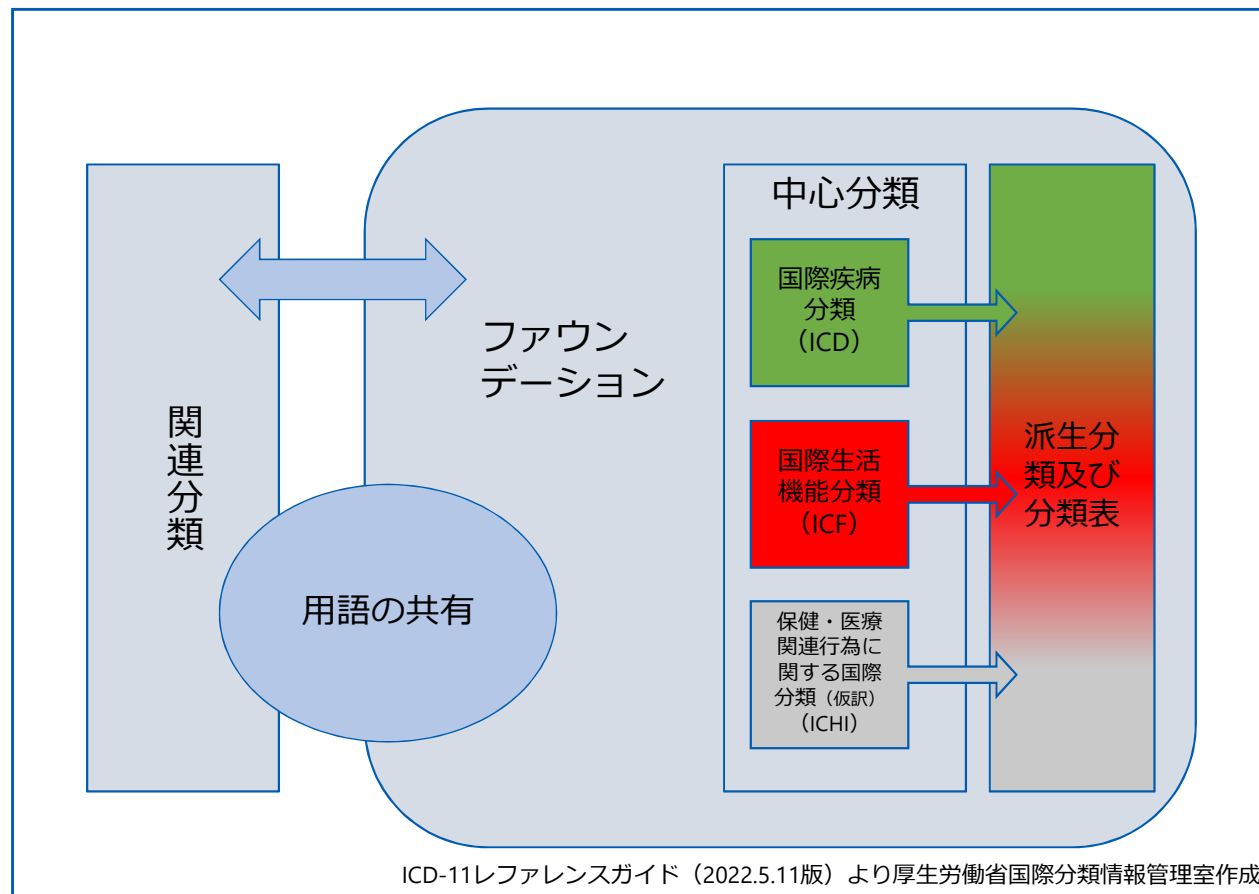
- ▶ 科学と医学の重要な進歩を分類に反映
 - 世界中の臨床、統計、分類、ITの専門家との協力
- ▶ 様々な使用目的を想定
 - 死亡・疾病報告、プライマリケア、がん登録、臨床研究 等
- ▶ 完全電子化、多言語設計
 - デジタル世界で使用するために設計
 - 160万以上の臨床的状況のコード化が可能
- ▶ コーディングの容易さと精度の向上
- ▶ 柔軟なシステム
 - あらゆる種類の臨床的情報の詳細な文書化が可能
- ▶ 章・セクションの新設
- ▶ 言語や文化に依存しない概念的枠組み

ICD-11 Fact Sheet :
https://icd.who.int/en/docs/icd11factsheet_en.pdf
WHO Website :
<https://www.who.int/standards/classifications/classification-of-diseases>
<https://www.who.int/news/item/11-02-2022-icd-11-2022-release>
[https://www.who.int/news/item/11-02-2022-who-s-new-international-classification-of-diseases-\(icd-11\)-comes-into-effect](https://www.who.int/news/item/11-02-2022-who-s-new-international-classification-of-diseases-(icd-11)-comes-into-effect)

(2022.5.6参照 事務局仮訳)

The WHO Family of International Classifications (WHO-FIC)

WHO-FIC概念図



- ◆ 中心分類 (Reference Classifications) : 医療制度の主要軸となる分類
- ◆ 派生分類 (Derived Classifications) : 中心分類の構成や項目を使って作られ、中心分類よりも更に詳細な内容が加えられている分類
- ◆ 関連分類 (Related Classifications) : 中心分類を一部参照しているか、その構成の一部においてのみ中心分類と関連している分類

ICD-11の特徴

ICD-11では「ファウンデーション」という概念を新たに導入。ここから目的に応じた分類が作成される。

WHO-FIC ファウンデーション

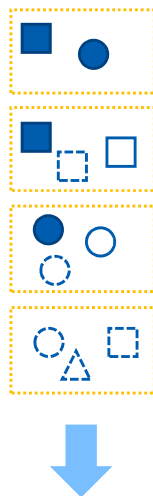
- WHO-FICの基盤である**情報リソース**。

※ICDのほかICHI（手術・処置等）やICF（生活機能）等を含む

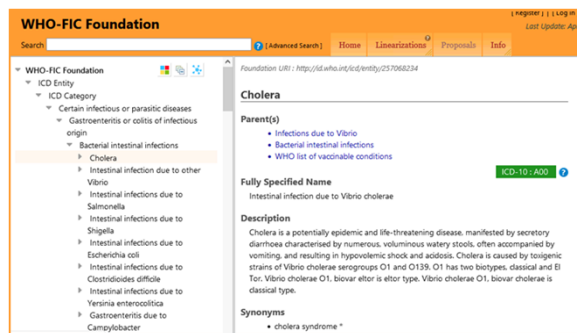
- ICD-11に基づく統計用分類や専門科別の分類などを作成するために必要なすべての情報が収容されている。

- ファウンデーションは多次元的なつくりとなっており、**統計分類ではない**。

※疾病概念は多面的なものであるため（例：肺癌は、新生物でもあり呼吸器系の疾患でもある）、ファウンデーションでは一つの疾病概念が複数の箇所が存在する場合がある。



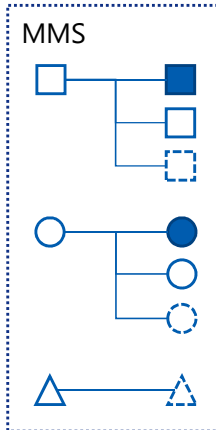
- 約11万5千の用語



<https://icd.who.int/dev11/f/en>

死亡・疾病統計用分類（MMS）

ICD-11 for **Mortality and Morbidity Statistics**



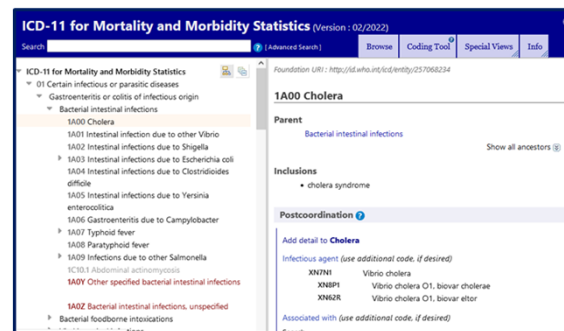
- ファウンデーションから、**死亡・疾病統計用に切り出された分類**。

- ICD-10からの統計的な継続性等も考慮して章の構成が決定されている。

- 統計を目的とした分類であるため、相互排他性を有する。

※一つの疾病概念は、分類内の一つの場所にしか存在せず、二重計上は発生しない（例：肺癌は、新生物に分類される）

- 統計での使用が想定される、**時点を固定した公表版**のほか、日々更新されるメンテナンス版がある。



- 約3万5千の分類項目
- 分類項目には**コード**（例：1A00）がつく

<https://icd.who.int/browse11/l-m/en>

ICD-11 死亡・疾病統計用分類（ICD-11 MMS）の構成

ICD-10

- I Certain infectious and parasitic diseases
- II Neoplasms
- III Diseases of the blood and blood-forming organs and certain disorders involving the immune mechanism
- IV Endocrine, nutritional and metabolic diseases
- V Mental and behavioural disorders
- VI Diseases of the nervous system
- VII Diseases of the eye and adnexa
- VIII Diseases of the ear and mastoid process
- IX Diseases of the circulatory system
- X Diseases of the respiratory system
- XI Diseases of the digestive system
- XII Diseases of the skin and subcutaneous tissue
- XIII Diseases of the musculoskeletal system and connective tissue
- XIV Diseases of the genitourinary system

ICD-11 Version : 02/2022

- 01 Certain infectious or parasitic diseases
- 02 Neoplasms
- 03 Diseases of the blood or blood-forming organs
- 04 Diseases of the immune system
- 05 Endocrine, nutritional or metabolic diseases
- 06 Mental, behavioural or neurodevelopmental disorders
- 07 Sleep-wake disorders
- 08 Diseases of the nervous system
- 09 Diseases of the visual system
- 10 Diseases of the ear or mastoid process
- 11 Diseases of the circulatory system
- 12 Diseases of the respiratory system
- 13 Diseases of the digestive system
- 14 Diseases of the skin
- 15 Diseases of the musculoskeletal system or connective tissue
- 16 Diseases of the genitourinary system
- 17 Conditions related to sexual health

ICD-11 死亡・疾病統計用分類（ICD-11 MMS）の構成

ICD-10

- XV Pregnancy, childbirth and the puerperium
- XVI Certain conditions originating in the perinatal period
- XVII Congenital malformations, deformations and chromosomal abnormalities
- XVIII Symptoms, signs and abnormal clinical and laboratory findings not elsewhere classified
- XIX Injury, poisoning and certain other consequences of external causes
- XX External causes of morbidity and mortality
- XXI Factors influencing health status and contact with health services
- XXII Codes for special purposes

ICD-11 Version : 02/2022

- 18 Pregnancy, childbirth or the puerperium
- 19 Certain conditions originating in the perinatal period
- 20 Developmental anomalies
- 21 Symptoms, signs or clinical findings, not elsewhere classified
- 22 Injury, poisoning or certain other consequences of external causes
- 23 External causes of morbidity or mortality
- 24 Factors influencing health status or contact with health services
- 25 Codes for special purposes
- 26 Supplementary Chapter Traditional Medicine Conditions - Module I
- V Supplementary section for functioning assessment
- X Extension Codes

※下線：新しい章・セクション

<https://icd.who.int/>

ICD-11 死亡・疾病統計用分類（ICD-11 MMS）の構成

26 Supplementary Chapter Traditional Medicine Conditions - Module I（伝統医学）

- 伝統医学（TM）は、多くの国で提供されている医療サービスの不可欠な部分である。ICDに伝統医学を含めることによる国際標準化により、測定、集計、比較、質問の作成、長期的なモニタリングが可能となる。
- ICDの第1章から第25章までの西洋医学の概念と合わせて使用されるよう設計されている。
- 死因コーディングに用いてはならない。

（事務局仮訳）

MMS上の表示例

- ▼ 26 Supplementary Chapter Traditional Medicine Conditions - Module I
 - ▼ Traditional medicine disorders (TM1)
 - ▼ Organ system disorders (TM1)
 - ▼ Liver system disorders (TM1)
 - SA00 Hypochondrium pain disorder (TM1)
 - SA01 Jaundice disorder (TM1)
 - SA02 Liver distension disorder (TM1)
 - SA03 Tympanites disorder (TM1)
 - SA04 Liver abscess disorder (TM1)
 - SA05 Gallbladder distension disorder (TM1)
 - SA0Y Other specified liver system disorders (TM1)
 - SA0Z Liver system disorders (TM1), unspecified

含まれる概念の例（事務局仮訳）

- disorder (TM1)
関連する徴候、症状、所見から判断される、ある身体系の機能障害の集合を意味する。比較的安定した臨床像であり、罹患した個人の解剖学的部位及び機能に一般的に見られる局所の病理学及び関連する特定の症状を反映する。
例：脇痛（TM1）、黄疸（TM1）、肝著（TM1）、鼓脹（TM1）
- pattern (TM1)
ある特定の時点における患者の健康状態を現すものであり、すべての所見が含まれる。比較的一時的で、患者の全身的な反応を反映し、特異的及び非特異的な病態を組み合わせた臨床像であり、通常、局所病理及び患者の体質と多因子的な関係を持つ。
例：陽証（TM1）、陰証（TM1）、熱証（TM1）、寒証（TM1）

出典： ICD-11 Reference Guide (11-05-2022 08:00 UTC). <https://icdcdn.who.int/icd11referenceguide/en/html/index.html>（2022年5月18日閲覧）

※1.5 Traditional Medicine 2.23.22 Traditional Medicine Conditions - Module 1 (TM1) 3.10 Traditional Medicine conditions - Module 1 (TM1)

3.2.26 Chapter 26 - Supplementary Chapter Traditional Medicine Conditions - Module 1 より抜粋

ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistics (Version : 02/2022). <https://icd.who.int/browse11/l-m/en>（2022年5月18日閲覧）

ICD-11 死亡・疾病統計用分類（ICD-11 MMS）の構成

V Supplementary section for functioning assessment（生活機能評価）

- 生活機能の観点からの健康状態への影響を分類及び測定することを可能とするため、任意的な生活機能のセクションがICD-11に取り入れられた。
- ICFに沿った生活機能のコーディング及び評価を可能にするものであるが、運用レベルのものである。詳細な記録及び評価は、ICF本体を使用して行う必要がある。生活機能セクションの各項目はICFに準拠したものであり、ICFへの移行も容易にしている。

（事務局仮訳）

MMS上の表示例

- ▼ V Supplementary section for functioning assessment
 - ▼ WHODAS 2.0 36-item version
 - ▼ Cognition [WHODAS]
 - VD00 Attention functions [WHODAS]
 - VD01 Memory functions [WHODAS]
 - VD02 Solving problems [WHODAS]
 - VD03 Basic learning [WHODAS]
 - VD04 Communicating with - receiving - spoken messages [WHODAS]
 - VD05 Conversation [WHODAS]
 - ▶ Mobility [WHODAS]
 - ▶ Self-care [WHODAS]
 - ▶ Getting along [WHODAS]
 - ▶ Life activities [WHODAS]
 - ▶ Participation and impact of health problems [WHODAS]

含まれる概念の例

- 注意機能
- 記憶機能
- 問題解決
- 基礎的学習
- 話し言葉の理解
- 会話
- 立位の保持
- 姿勢の変換-立つこと
- 自宅内の移動
- 屋外の移動
- 歩行
- 自分の身体を洗うこと
- 更衣
- 食べること
- 日課の遂行
- よく知らない人との関係
- 友人との形式ばらない関係-維持
- 家族関係
- 友人との形式ばらない関係-新しい友人を作る
- 親密な関係
- 家事を受け持つ
- 最も重要な家事を行う

（第21回社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会 資料1より抜粋）

出典： ICD-11 Reference Guide (11-05-2022 08:00 UTC). <https://icdcdn.who.int/icd11referenceguide/en/html/index.html> (2022年5月18日閲覧)

※2.11 Functioning section 3.8 Functioning section より抜粋

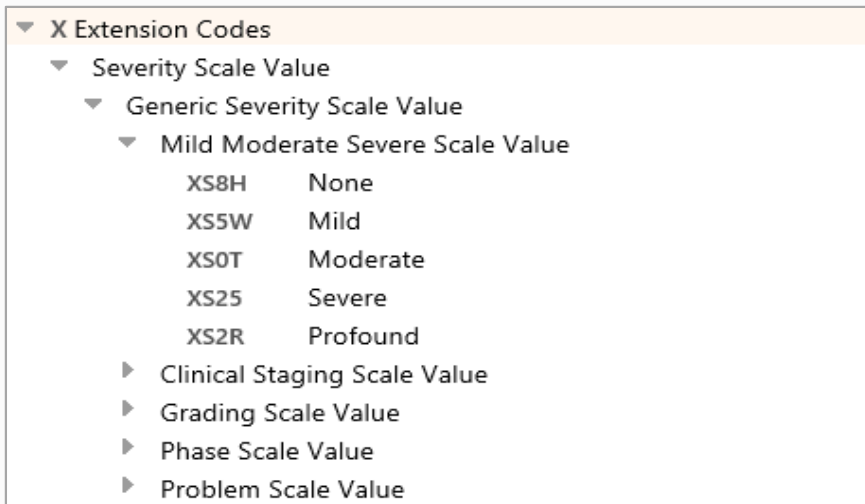
ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistics (Version : 02/2022) . <https://icd.who.int/browse11/l-m/en> (2022年5月18日閲覧)

ICD-11 死亡・疾病統計用分類（ICD-11 MMS）の構成

X Extension Codes（エクステンションコード）

- エクステンションコードは、分類項目をより詳細に特定したい場合に補足的又は追加的なコードとして使用するために用意されている。
- エクステンションコードは相互排他的ではない。分類ではなく、統計目的においてはステムコードなしで使用してはならない。
- 臨床使用だけでなく、損傷に関する研究、医療機器安全、医薬品安全、患者安全、がん登録などのための追加コードが用意されている。（事務局仮訳）

MMS上の表示例



The screenshot shows a hierarchical tree structure for X Extension Codes. The root is 'X Extension Codes', which branches into 'Severity Scale Value'. Under 'Severity Scale Value', there is 'Generic Severity Scale Value', which further branches into 'Mild Moderate Severe Scale Value'. This category lists five codes: XS8H (None), XS5W (Mild), XS0T (Moderate), XS25 (Severe), and XS2R (Profound). Below this are four other categories: Clinical Staging Scale Value, Grading Scale Value, Phase Scale Value, and Problem Scale Value, each indicated by a right-pointing triangle.

含まれる概念の例（事務局仮訳）

- 重症度値
- 時間軸(病態の経過)
- 病因
- 局所スケール
- 解剖学
- 組織病理
- 損傷の状況
- 外因の状況
- 意識レベル
- 物質

出典： ICD-11 Reference Guide (11-05-2022 08:00 UTC). <https://icdcdn.who.int/icd11referenceguide/en/html/index.html>（2022年5月18日閲覧）

※2.9 Extension codes、3.2.27 Chapter X - Extension Codes より抜粋

ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistics (Version : 02/2022) . <https://icd.who.int/browse11/l-m/en>（2022年5月18日閲覧）

ICD-11 死亡・疾病統計用分類（ICD-11 MMS）の構成

WHOが公表しているReference Guideによると、MMS上のコードは、単独で使うことのできる「ステムコード」、ステムコードと組み合わせて使う「エクステンションコード」に分けられる。Chapter・Sectionの名称に「Supplementary」（補助の、追加の）「Extension」（拡張、延長）が使われている通り、新たな概念の「伝統医学」「生活機能評価」「エクステンションコード」は、いずれも第1章から第25章とは異なり、任意に補足又は追加のコードとして使用することとされている。

	ステム	エクステンション	単独使用の可否
01 Certain infectious or parasitic diseases ~ 25 Codes for special purposes	●		●
26 <u>Supplementary</u> Chapter Traditional Medicine Conditions - Module I	●		△※1
V <u>Supplementary</u> section for functioning assessment	●		△※2
X <u>Extension</u> Codes		●	×

※1 ICDの第1章から第25章の概念と合わせて使用することが推奨されている（事務局仮訳）。

※2 生活機能の分類項目及び評価点は、ポストコーディネーション※3によって連結する（Generic functioning entityに関する記載、事務局仮訳）。

※3 複数のコードを組み合わせて記述することを「ポストコーディネーション」という（事務局仮訳）。

出典、参考

ICD-11 Reference Guide (11-05-2022 08:00 UTC). <https://icdcdn.who.int/icd11referenceguide/en/html/index.html> (2022年5月18日閲覧)

※1.2.4.4 Stem codes 1.2.4.5 Extension codes and postcoordination 1.2.5.1 Precoordination and Postcoordination in ICD-11

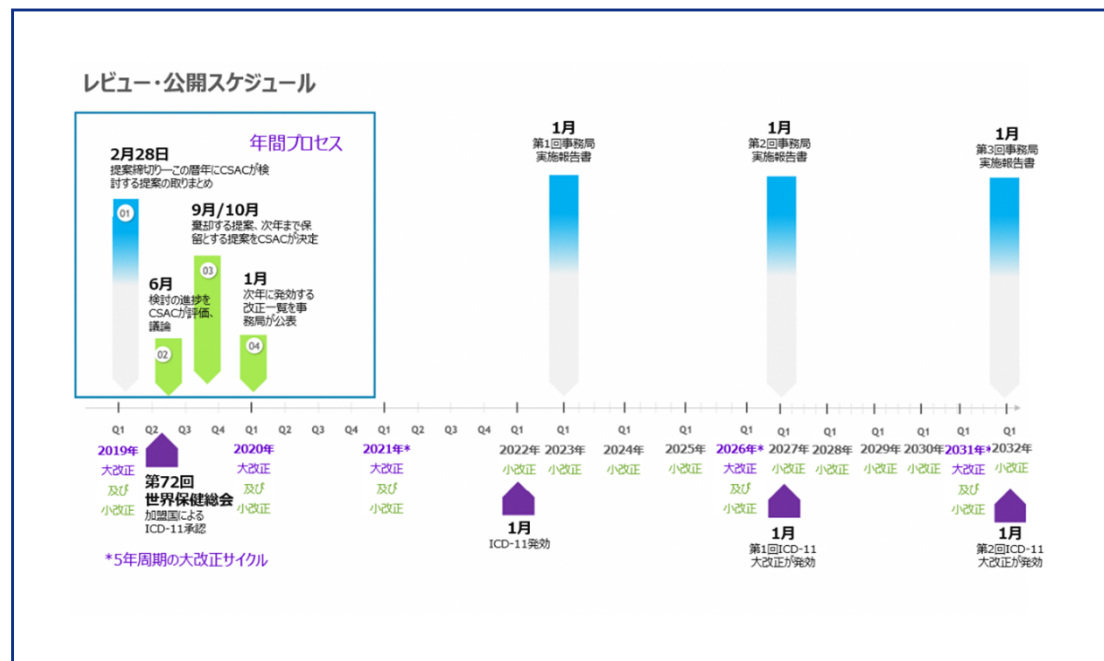
1.5 Traditional Medicine 2.11.2.2 Functioning entity: representation and coding structure より抜粋

ICD-11の改正（アップデート）

改正について

ICD-11公表版（通称“ブルーブラウザ”）は、死因及び疾病統計の国際的利用のために毎年作成される

- 国際的な報告に影響を及ぼすような改正（ステムコードの4桁及び5桁）は5年毎に公表
- より詳細レベルの改正は1年毎に公表、臨床的な修正の必要性によっては年に2回公表される可能性がある
- 索引用語の新規記載は随時行うことができる
- 死因ルール及び疾病ルールは10年周期で改正
- その他のレファレンスガイドへの改正は毎年公表することができる



(ICD-11 レファレンスガイド 3.12 A.7 A.9 2022.5.20参照)
事務局仮訳

<目的>

公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること

<基本理念>

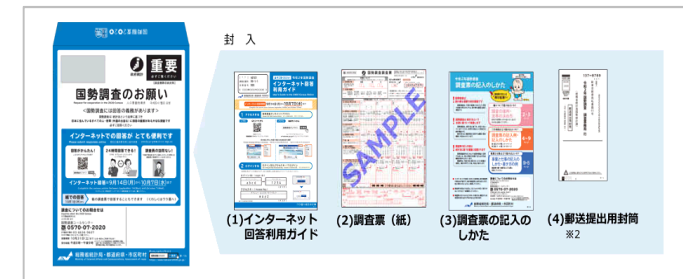
- 体系的に整備すること
- 適切かつ合理的な方法により中立性・信頼性を確保して作成すること
- 広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるように提供すること
- 被調査者の秘密を保護すること

<統計法上の「公的統計」とは>

行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計

- 基幹統計（国勢統計、国民経済計算等）
- 一般統計（国民健康・栄養調査、受療行動調査等）
- 届出統計（指定地方公共団体又は指定独立行政法人等が統計調査を行い作成）

※公的統計には、行政記録情報から作成される統計（業務統計）及び既存の統計を加工して作成する統計（加工統計）も含まれる。



<「統計基準」とは>

公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準であり、総務大臣が定めるもの

「疾病、傷害及び死因の統計分類」

<「疾病、傷害及び死因の統計分類」とは>

わが国では、統計法に基づく統計基準の一つとして「疾病、傷害及び死因の統計分類」を定め、告示している。

○目的

公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、その統一性又は総合性を確保し、利用の向上を図ること

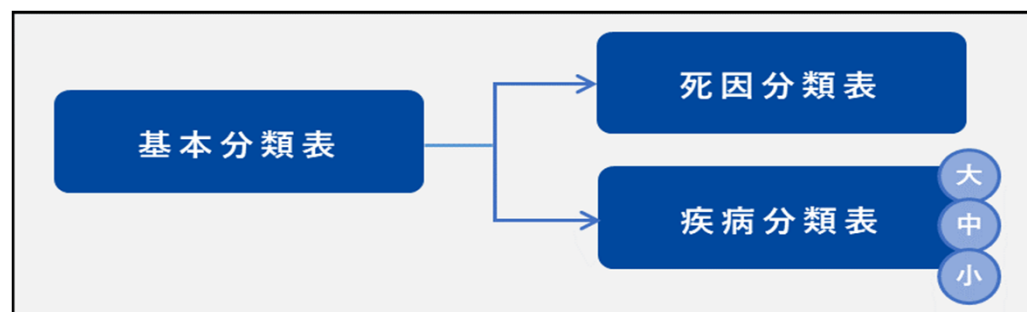
○「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」との関係性

「疾病、傷害及び死因の統計分類」の設定にあたっては、世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(ICD)に準拠し、わが国の疾病構造等にも考慮することとされている。

○構成

基本分類表、疾病分類表、死因分類表の3分類により構成されている。

(詳細は『「疾病、傷害及び死因の統計分類」の構成』のページを参照)



○適用に当たって留意すべき事項

本分類の適用に当たっては、分類表の各表の分類項目を集約し、又は細分することができる。ただし、分類表の各表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。

「疾病、傷害及び死因の統計分類」

○現行の「疾病、傷害及び死因の統計分類」

ICD-10に準拠した2013年版を、統計基準として使用している。



⇒ ICD-11に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」の使用に向けて、告示改正のための準備・調整等を進めている。

スライド15~17 出典、参考

- ・統計法（平成十九年法律第五十三号） 第一章 総則、第二章 公的統計の作成
- ・総務省. 「統計法について」. https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/1-1n.htm （2022年5月18日閲覧）
- ・総務省統計局. 「統計Today No.163」. <https://www.stat.go.jp/info/today/163.html> （2022年5月18日閲覧）
- ・厚生労働省. 「令和4年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」. https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/dl/manual_r04.pdf （2022年5月18日閲覧）
- ・国立印刷局. 「インターネット版官報 平成27年2月13日号外」. <https://kanpou.npb.go.jp/old/201502.html> （2022年5月18日閲覧）
- ・総務省告示第三十五号（平成二十七年二月十三日）

「疾病、傷害及び死因の統計分類」を使用している統計・調査の例

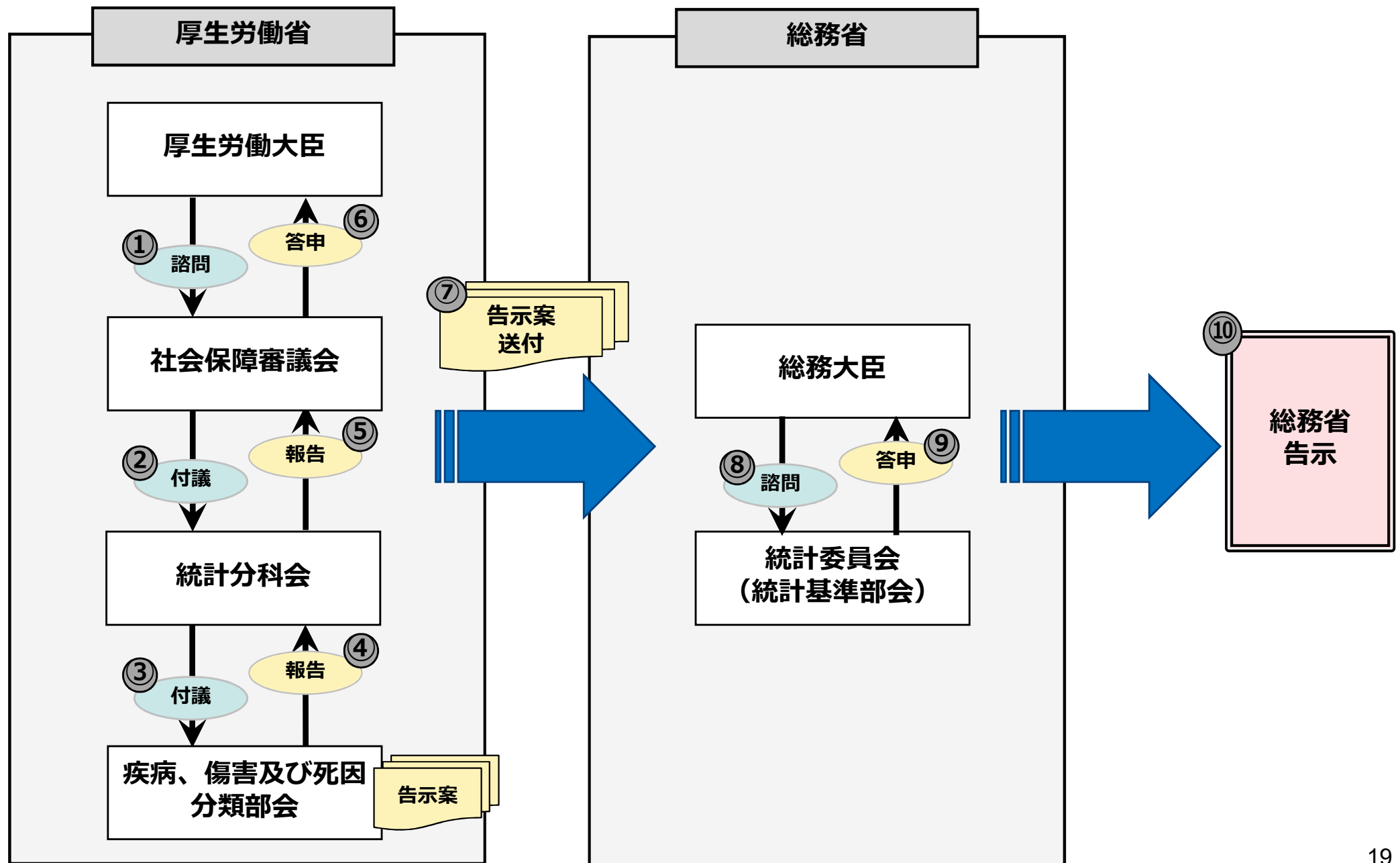
	統計・調査名	所管課室名	使用している告示対象の分類表	統計・調査の概要
基幹統計	人口動態調査	政策統括官 人口動態・保健 社会統計室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本分類表 ・死因分類表 	戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象として実施される調査 ※毎月実施
基幹統計	患者調査	政策統括官 保健統計室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本分類表 ・疾病分類表 	病院及び診療所を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得ることを目的として実施される調査 ※3年に1回実施
一般統計	受療行動調査	政策統括官 保健統計室	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病分類表 	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として実施される調査 ※3年に1回実施
加工統計	国民医療費	保険局 調査課	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病分類表 	当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したもの

※本分類を使用している統計・調査の例（他省）： 矯正統計（法務省）、国家公務員死因調査（人事院）

出典

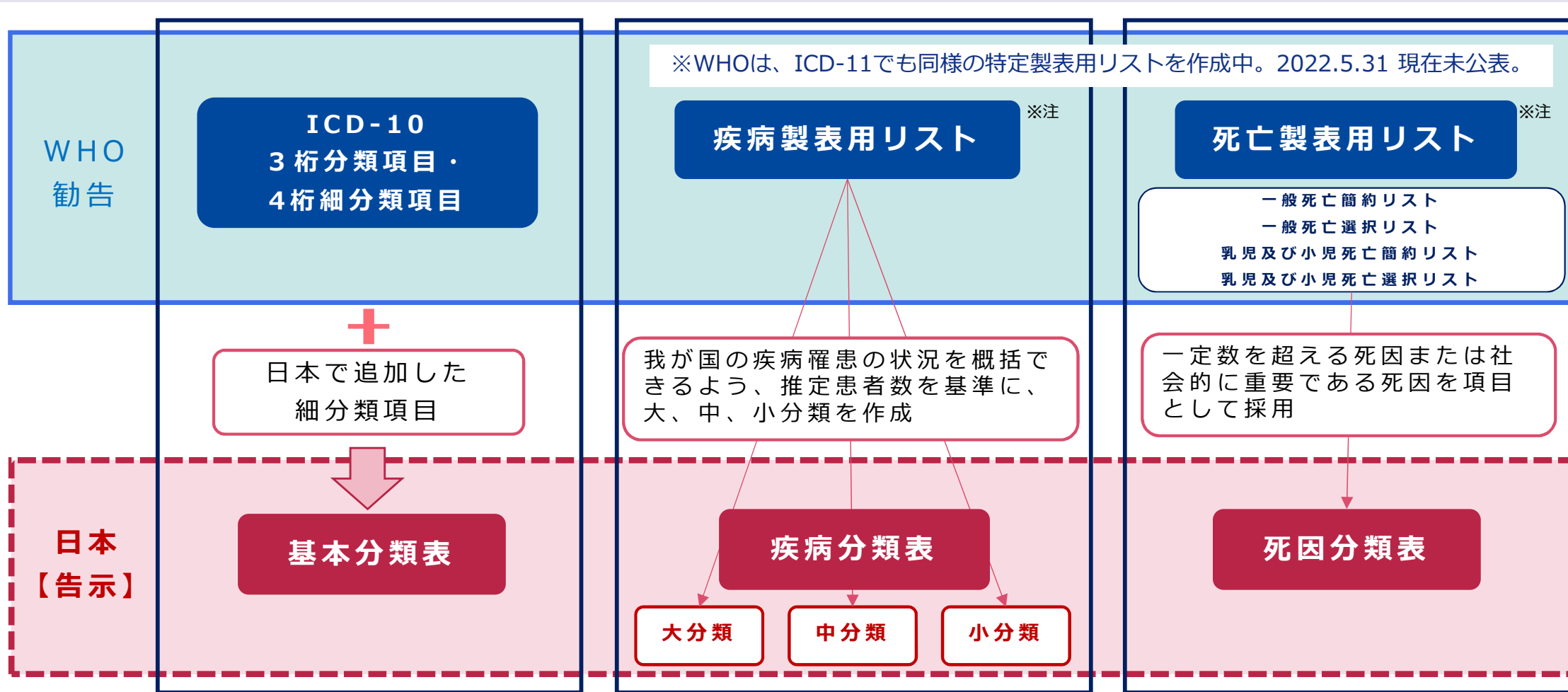
- 1) 政府統計の総合窓口. 「人口動態調査」. <https://www.e-stat.go.jp/statistics/00450011> (2022年5月18日閲覧)
- 2) 政府統計の総合窓口. 「患者調査」. <https://www.e-stat.go.jp/statistics/00450022> (2022年5月18日閲覧)
- 3) 政府統計の総合窓口. 「受療行動調査」. <https://www.e-stat.go.jp/statistics/00450024> (2022年5月18日閲覧)
- 4) 政府統計の総合窓口. 「国民医療費」. <https://www.e-stat.go.jp/statistics/00450032> (2022年5月18日閲覧)

「疾病、傷害及び死因の統計分類」告示改正の流れ



我が国で使用している分類表

我が国においては、「疾病、傷害及び死因の統計分類」として**基本分類表**、**疾病分類表**及び**死因分類表**の3種類の分類表が告示されている。疾病分類表と死因分類表は、WHOから提案された特定製表用リストをもとに作成されている。



注) 3桁分類表が詳しくすぎるという場合に使用するよう作られたもの。これまで異なる国々で使用されてきた異なるグループ化によって重要な疾病や疾病群の国際比較ができなくなることはないようにデザインされている。

我が国で使用している分類表（基本分類表）

我が国の基本分類表は、WHOのICD-10に、日本で細分類項目を追加して作成されている。

WHO勧告

ICD-10
3桁分類項目・4桁細分類項目

A08	Viral and other specified intestinal infections
	<i>Excl.:</i> influenza with involvement of gastrointestinal tract (J09 , J10.8 , J11.8)
A08.0	Rotaviral enteritis
A08.1	Acute gastroenteropathy due to Norwalk agent Small round structured virus enteritis
A08.2	Adenoviral enteritis
A08.3	Other viral enteritis
A08.4	Viral intestinal infection, unspecified Viral: <ul style="list-style-type: none">• enteritis NOS• gastroenteritis NOS• gastroenteropathy NOS
A08.5	Other specified intestinal infections

日本で追加している細分類項目

13.4 日本で追加している細分類項目

1	感染症及び寄生虫症
A08.5	その他の明示された腸管感染症
A08.5a	伝染性下痢症
A08.5b	その他
A77.8	その他の紅斑熱
A77.8a	日本紅斑熱<リケッチア ジャポニカによる紅斑熱>
A77.8b	その他の紅斑熱

日本【告示】

基本分類表

A08	ウイルス性及びその他の明示された腸管感染症
A08.0	ロタウイルス性腸炎
A08.1	ノーウォーク様ウイルスによる急性胃腸症
A08.2	アデノウイルス性腸炎
A08.3	その他のウイルス性腸炎
A08.4	ウイルス性腸管感染症，詳細不明
A08.5	その他の明示された腸管感染症
A08.5a	伝染性下痢症
A08.5b	その他

我が国で使用している分類表（疾病分類表）

日本の疾病分類表は、我が国の疾病罹患の状況を概括できるように、推定患者数を基準に、大、中、小分類が作成されている。

WHO勧告

疾病製表用リスト

9.5 疾病製表用リスト

001	コレラ	A00
002	腸チフス及びパラチフス	A01
003	細菌性赤痢	A03
004	アメーバ症	A06
005	感染症と推定される下痢及び胃腸炎	A09
006	その他の腸管感染症	A02, A04-A05, A07-A08
007	呼吸器結核	A15-A16
008	その他の結核	A17-A19
009	ペスト	A20
010	ブルセラ症	A23
011	ハンセン<Hansen>病	A30
012	新生児破傷風	A33
013	その他の破傷風	A34-A35
014	ジフテリア	A36
015	百日咳	A37
016	髄膜炎菌感染症	A39
017	敗血症	A40-A41
018	その他の細菌性疾患	A21-A22, A24-A28, A31-A32, A38, A42-A49
019	先天梅毒	A50
020	早期梅毒	A51
021	その他の梅毒	A52-A53
022	淋菌感染症	A54
023	性的伝播性クラミジア疾患	A55-A56
024	主として性的伝播様式をとるその他の感染症	A57-A64
025	回帰熱	A68
026	トラコーマ	A71
027	発疹チフス	A75
028	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
029	狂犬病	A82
030	ウイルス（性）脳炎	A83-A86
031	黄熱	A95

日本【告示】

疾病分類表

(2) 疾病分類表

疾病分類表（大分類）

大分類コード	中分類コード	分類名	基本分類コード
a-0100	b-0100	分類名	基本分類コード
a-0101	b-0101		
a-0102	b-0102		
a-0103	b-0103		
a-0104	b-0104		
a-0105	b-0105		
a-0200	b-0106		
	b-0107		
a-0201	b-0108		
a-0202	b-0109		
a-0203	b-0200		
a-0204	b-0201		
a-0205	b-0202		
	b-0203		
a-0300	b-0204		
a-0301	b-0205		
a-0302	b-0206		
	b-0207		
	b-0208		
	b-0209		
	b-0210		
	b-0211		
	b-0300		
	b-0301		

疾病分類表（小分類）

分類名	基本分類コード	中分類コード
c-0100	A00-B99	b-0100
c-0101	A00-A08	b-0101
c-0102	A09	b-0101
c-0103	A15-A16	b-0102
c-0104	A17-A19	b-0102
c-0105	A37	b-0109
c-0106	A40-A41	b-0109
c-0107	A20-A36, A38-A39, A42-A49	b-0109
c-0108	A50-A53	b-0103
c-0109	A54	b-0103
c-0110	A55-A64	b-0103
c-0111	B00	b-0104
c-0112	B01	b-0104
c-0113	B02	b-0104
c-0114	B05	b-0104
c-0115	B06	b-0104
c-0116	B03-B04, B07-B09	b-0104
c-0117	B16-B17.0, B18.0-B18.1	b-0105
c-0118	B17.1, B18.2	b-0105
c-0119	B15-B19の残り	b-0105
c-0120	B20-B24	b-0106
c-0121	B26	b-0106

我が国で使用している分類表（死因分類表）

日本の死因分類表は、我が国の死因構造を全体的に概観することを目的とし、一定数を超える死因又は社会的に重要である死因を項目として採用している。

WHO 勧告

死亡製表用リスト

9.4 死亡製表用リスト 4

(乳児)

9.3 死亡製表用リスト 3

9.2 死亡製表用リスト 2

9.1 死亡製表用リスト 1

(一般死亡簡約リスト)

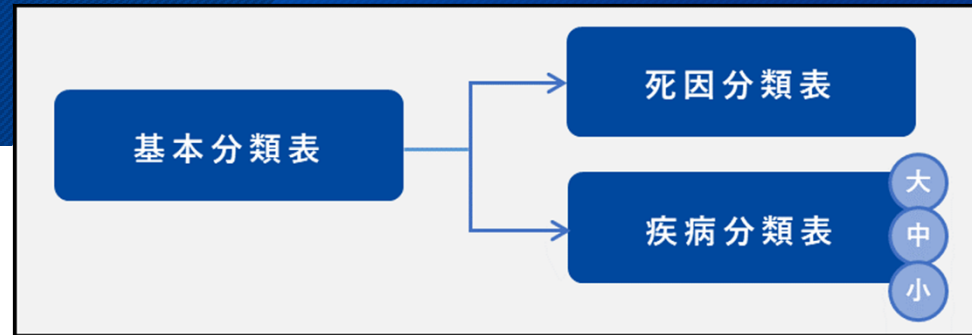
1-001	感染症及び寄生虫症	A00-B99
1-002	コレラ	A00
1-003	感染症と推定される下痢及び胃腸炎	A09
1-004	その他の腸管感染症	A01-A08
1-005	呼吸器結核	A15-A16
1-006	その他の結核	A17-A19
1-007	ペスト	A20
1-008	破傷風	A33-A35
1-009	ジフテリア	A36
1-010	百日咳	A37
1-011	髄膜炎菌感染症	A39
1-012	敗血症	A40-A41
1-013	主として性的伝播様式をとる感染症	A50-A64
1-014	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
1-015	狂犬病	A82
1-016	黄熱	A95
1-017	その他の節足動物媒介ウイルス熱及びウイルス性出血熱	A90-A94, A96-A99
1-018	麻疹	B05

日本【告示】

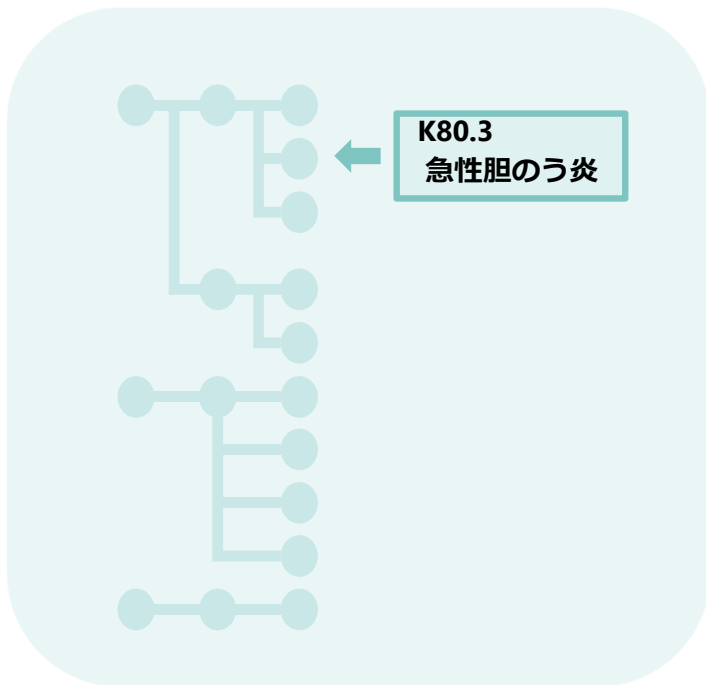
死因分類表

(3) 死因分類表	分類名	基本分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00-B99
01100	腸管感染症	A00-A09
01200	結核	A15-A19
01201	呼吸器結核	A15-A16
01202	その他の結核	A17-A19
01300	敗血症	A40-A41
01400	ウイルス性肝炎	B15-B19
01401	B型ウイルス性肝炎	B16-B17.0, B18.0-B18.1
01402	C型ウイルス性肝炎	B17.1, B18.2
01403	その他のウイルス性肝炎	B15-B19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	B20-B24
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00-B99の残り
02000	新生物<腫瘍>	C00-D48
02100	悪性新生物<腫瘍>	C00-C97
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00-C14
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	C15
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	C16
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	C19-C20
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C23-C24

「疾病、傷害及び死因の統計分類」の構成



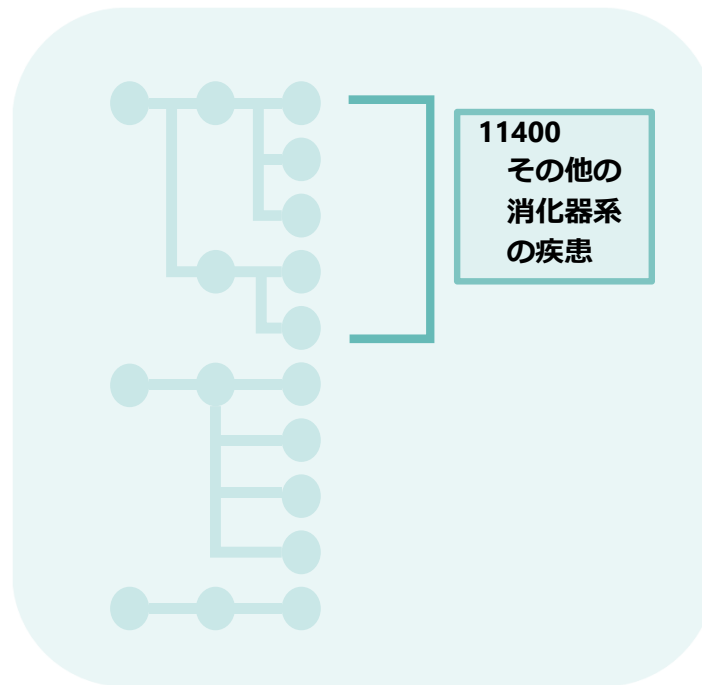
基本分類表



各種統計で使用

15,071項目

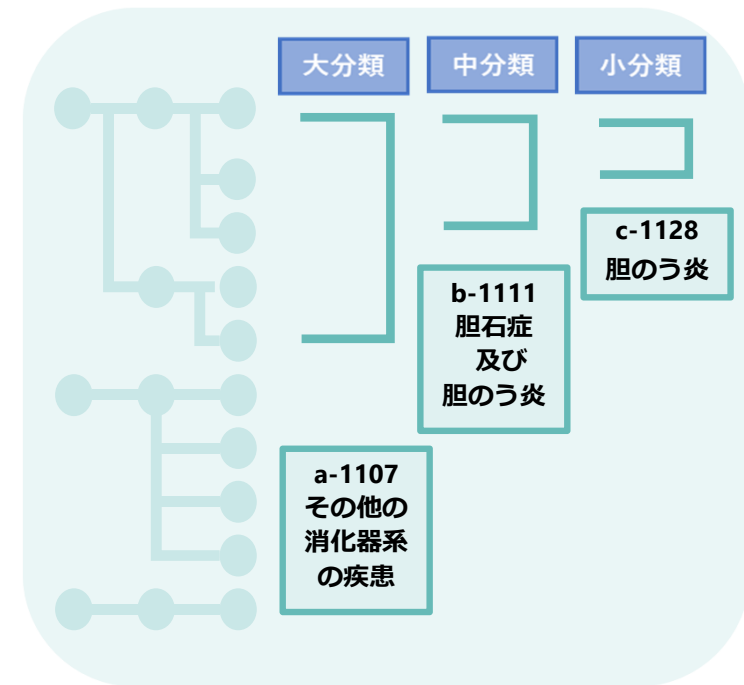
死因分類表



人口動態調査等で使用

133項目

疾病分類表



患者調査等で使用

大分類 85項目
中分類 148項目
小分類 374項目

「疾病、傷害及び死因の統計分類」に関連するICD-11の公表状況

	ICD-10との関連	ICD-11について	
		WHOの状況	国内での対応状況等
基本分類表	ICD-10の3桁分類項目・4桁細分類項目に対応。	2022年2月ICD-11の死亡・疾病統計用分類(MMS)が公表済 ※ICD-11 MMSがICD-10の3桁分類項目・4桁細分類項目に相当	<ul style="list-style-type: none"> 2020年6月公表版について関連学会の協力の下、和訳案を作成中。 今後、2020年6月版と最新版との差異を検証し、和訳の追加・修正を行う予定。
死因分類表	ICD-10の死亡製表用リストに対応。	死亡製表用リストが公表される予定。	<ul style="list-style-type: none"> ICD-11の製表用リストが公表された後、ICD-10の製表用リストや日本で使用している死因分類表・疾病分類表等との比較検証を行う予定。
疾病分類表	ICD-10の疾病製表用リストに対応。	疾病製表用リストが公表される予定。	

※ 総論については、現行において告示対象ではないが、分類を使用する際に必要な情報として和訳を公表している。そのため、ICD-11においても現行と同様の対応をするには、告示改正と併行してReference Guideの和訳などの準備が必要となる。

総論	<ul style="list-style-type: none"> 分類を使用する際の説明資料として、記録及びコーディングのガイドライン、歴史的背景の概要等が含まれる。 現行のICD-10では、WHOインストラクションマニュアル(総論)として和訳を公表している。 https://www.mhlw.go.jp/toukei/sippe/dl/instruction_all.pdf ICD-11では、WHOよりReference Guideが公表されており、和訳案を作成中。
----	--

ICD-11の国内適用に向けた課題

<現状と課題>

- 「疾病、傷害及び死因の統計分類」の告示について
 - 改正される統計分類で使用する分類の名称（訳語）については、一定の方針の下で関係学会と作成したものを使用する予定だが、複数の学会で訳語案が一致しない用語については、表記を一つに絞る必要がある。
 - 死亡・疾病統計用分類（MMS）には、新たな概念として「伝統医学」「生活機能評価」「エクステンションコード」が追加されたが、任意に補足又は追加のコードとして使用するコードとされていることから、既存の統計基準の範囲に当たる章とは位置づけが異なる。
 - 死因分類、疾病分類に相当するWHOの製表用リストは、現時点で公表されていない。
- 国内でのICD-11活用について
 - 既存の統計基準の範囲に加え、ICD-11では新たな概念として追加された章やFoundation内にも膨大な数の用語が収録されており、国内活用に向けてこれらの和訳作業などの準備が必要である。
 - ICD-11の用語について、ICDに収録された用語は全て疾病だという誤解がある。

ICD-11の国内適用に向けた課題

<基本的な考え方>

- 「疾病、傷害及び死因の統計分類」の告示について
 - 統計基準である「疾病、傷害及び死因の統計分類」の改正の頻度については、統計の継続性や関連システムの改修作業なども踏まえて検討する必要がある。
 - 当統計分類における分類の名称（訳語）は、統計情報を収集するために便宜上一つに定めるものである。当統計基準で使用する訳語について、臨床や研究、行政等、公的統計以外の領域でその使用を求めるものではない。
- 国内でのICD-11活用について
 - ICD-11は、疾病や関連する保健問題に関する分類であり、ICD-11に含まれる分類項目が全て疾病と位置づけられている訳ではない。

ICD-11の国内適用に向けた検討事項

<ご検討いただきたい事項>

- ICD-11に対応した統計基準の策定にあたり、ICD-11の死亡・疾病統計用分類（MMS）に新たな概念として追加された章（「伝統医学」「生活機能評価」「エクステンションコード」）の取り扱いをどう考えるか。
- ICD-11やICD-11を基に改正される統計基準の普及や運用に資するため、Foundation内に収載される数多くの用語など、統計基準には含まれない用語についても、ICD-11に収載された用語については基本的に和訳作業を行い、広く利用が可能な形での公表を行ってはどうか。
- 死因分類表、疾病分類表の作成については、ICD-11への準拠の観点から、当分類表に対応するWHOのICD-11の死亡製表用リストおよび疾病製表用リストの公表を待つこととし、WHOの製表用リストの公表後、一定の検証の後に、ICD-11に対応した日本の死因分類表、疾病分類表についての作成方針を定めてはどうか。